

民間都市再生事業計画（（仮称）東桜一丁目1番地区建設事業）を認定

～ICTを活用した先進オフィス、商業空間を創出～（愛知県名古屋市）

国土交通大臣は、令和2年1月24日、都市再生特別措置法の規定に基づき、令和元年12月27日付けでエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社から申請のあった民間都市再生事業計画（（仮称）東桜一丁目1番地区建設事業）について認定しました。

本事業は、店舗・カンファレンスを備え、NTTグループ等の最先端ICTを結集した先進オフィスビルを既設建物と一体的に整備し、施設規模を拡張することで都市機能の向上を図り、街区としての賑わいと魅力を創出するまちづくりを行い、栄地域の活性化に貢献していきます。また、広場や緑地の整備を行うとともに、久屋大通公園やセントラルパーク地下街などの公共空間と周辺地域との機能連携の強化を図ります。

事業概要は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

- ・事業者
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
- ・事業の名称
（仮称）東桜一丁目1番地区建設事業
- ・事業施行期間
令和2年1月6日～
令和4年1月31日（予定）
- ・事業区域
愛知県名古屋市東区東桜一丁目101番 他



[参考] 計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく金融支援、租税特別措置法及び地方税法に基づく税制上の特例措置等が設けられています。

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

おしんべ
担当：忍海邊、松下、清水電話：03-5253-8111(代表) (内線 32-542, 30-615, 32-544)
03-5253-8127(直通)

FAX：03-5253-1589

民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 令和2年1月24日
2. 申請事業者の名称 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
3. 都市再生事業の名称 (仮称) 東桜一丁目1番地区建設事業

4. 都市再生事業の目的

本事業は、店舗・カンファレンスを備え、NTTグループ等の最先端ICTを結集した先進オフィスビルを既設建物と一体的に整備し、施設規模を拡張することで都市機能の向上を図り、街区としての賑わいと魅力を創出するまちづくりを行い、栄地域の活性化に貢献する。また、広場や緑地の整備を行うとともに、久屋大通公園やセントラルパーク地下街などの公共空間と周辺地域との機能連携の強化を図る。



5. 事業施行期間 令和2年1月6日～
令和4年1月31日(予定)

6. 事業区域

- (1) 位置 愛知県名古屋市東区東桜一丁目101番の一部 他
- (2) 面積 12,127.91㎡

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
1 新築棟	地上20階 地下1階 塔屋1階	1,731.49㎡	30,312.91㎡ (28,582.65㎡)	1,934.16㎡	1,477.78%	89.52%
2 既存棟 (改修)	地上22階 地下2階 塔屋2階	4,213.92㎡	76,466.60㎡ (66,280.91㎡)	6,569.73㎡	1,008.88%	64.14%
合計		5,945.41㎡	106,779.51㎡ (94,863.56㎡)	8,503.89㎡		

(2) 建築物構造、設備及び用途

[建築物番号1]

- ・構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造
- ・設備 空調、給排水、給湯、中水、電気・発電機、高圧受変電
- ・用途 事務所、店舗

[建築物番号2]

- ・構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造
- ・設備 空調、地域冷暖房受入、給排水、給湯、中水、電気・発電機、高圧受変電
- ・用途 事務所、店舗

(3) 公共施設の種類・規模等

広場： 1,119.05 m²
 緑地： 406.97 m²

8. 事業スケジュール（予定）

令和2年1月6日 着工

令和4年1月31日 竣工

平成30年度			令和元年度			令和2年度				令和3年度					
7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	
実施設計、建築確認等															
						着工									
						竣工									

■ イメージ



■ 周辺状況



■ 概要図

